

第3回 福祉・介護・保育の就職フェアわかやま

参加者の方と求人事業所との個別面談等が出来ます。

福祉現場経験を有する相談員がお仕事の内容等について詳しく説明させていただきます。

福祉・介護・保育のおしごとに興味・関心のある方はどなたでも参加していただけます。

※参加費無料、事前申込不要(自宅参加の場合は事前申込必要。)

- 日 時：3月5日(土)
- 時 間：13:00～16:00(受付12:30～)
- 場 所：和歌山ビッグ愛 1階 大ホール

＜お申込み・お問い合わせ先＞

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

福祉人材センター「ハートワーク」(☎073・435・5211)



ご存知ですか? 「法定相続情報証明制度」



相続手続の簡素化を目的とした制度をご存じでしょうか。

この制度は、戸籍等の書類を添付した申出に対して、法務局の登記官が法定相続人が誰であるかを確認し、証明書を無料で交付するものです。

相続登記のほか、金融機関の預貯金の払い戻し等、相続手続全般で利用することができます。

詳しい内容についてはお問い合わせください。また、法務局ホームページでもご覧いただくことができます。

【お問合せ】 和歌山地方法務局御坊支局 ☎0738-22-0335(音声案内番号 2)

ご存知ですか? 「自筆証書遺言書保管制度」

高齢の父が亡くなり、残された子ども二人(兄妹)が遺産の分割で言い争いになりました。

東京で暮らす妹は「実家の土地建物や田畑は兄さんに譲る代わりに預貯金全部を私がいただくわ」と主張しますが、実家に暮らす兄は「田畑の管理は大変で相続するだけ大赤字なのに預貯金も私が相続しないと割に合わん」と一歩も譲りません。「そんなの私には何も残らないから全部売り払ってお金にして分ければいい」と妹が言い返しても、兄は「先祖代々受け継がれてきた土地だから手放せない」とお互いの主張は平行線のまま。

こんなときに亡くなられた父の遺言書があれば、大切な子どもたちは言い争いにならなかったかもしれません。

遺言書は、次世代に残す故人の意思であり、残された親族間の紛争を未然に防ぐために有用です。ご自身で作成された遺言書を法務局へ預けることで、より安心なものとなります。あなたの大切な遺言書を法務局が守ります。自筆証書遺言書保管制度をぜひご利用ください。

【お問合せ】 和歌山地方法務局御坊支局 ☎0738-22-0335(音声案内番号 3)

あなたの大切な 遺言書を守ります

預けて安心!
自筆証書遺言書保管制度

全国の**法務局**で
ご利用いただけます。

※本局・支局等合計 312 か所

遺言書の保管の申請には

3,900円が
かかります。



遺言書ほかんガルー

お問合せ先

和歌山地方法務局

本局 073-422-5131 (代表)

橋本支局 0736-32-0206 田辺支局 0739-22-0698

御坊支局 0738-22-0335 新宮支局 0735-22-2757



手続には予約が必要です

詳しくは



和歌山地方法務局 遺言

検索

